

介保第325号  
地医第488号  
令和4年2月3日

奈良県内高齢者施設の長 殿

奈良県福祉医療部  
医療・介護保険局長  
医療政策局長  
(公印省略)

高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症患者の入院待機期間中の  
施設等における診療体制の整備について (お願い)

平素より、新型コロナウイルス感染症 (以下「コロナ」という。) 対策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近時の爆発的なコロナ感染拡大により、県内の高齢者施設等においても高齢の入所者等の感染が急増しています。そのため、今後のコロナ入院病床の逼迫状況によっては、高齢の方でも軽症～無症状の方については即時入院ではなく、高齢者施設等で一定の入院待機期間が生じる可能性があります。

については、貴職におかれましては、施設等での入院待機中の重症化予防等のため、自施設に従事する医師や協力医療機関等 (以下「自施設医師等」という。) による下記のコロナ診療体制を整えていただくようお願いいたします。

また、奈良県医師会長及び奈良県病院協会会長に対しては、医療機関側の対応について、既に別添のとおりお願いしております。

#### 記

- ① 入所中の患者情報や健康観察結果を確認し、病状や治療希望等を勘案した経過観察時の助言
- ② 症状悪化時の相談対応、受診 (電話診察含む)、薬剤処方、点滴など  
※有症状者への解熱剤などの対症療法薬の処方など、通常時に行っている対応の継続
- ③ 重症化リスクのある患者に対しての中和抗体薬 (点滴)、抗ウイルス薬 (内服薬) の適応判断、処方  
※いずれも処方に当たっては事前登録が必要となるため、自施設医師等が未登録の場合は、速やかに登録手続を進めるようお願いいたします。  
※未登録等で処方できない場合は、対応可能な医療機関への紹介が必要となります。